

審 議 票

R3. 12. 21 II-1

審議項目	定義、適用対象		
関係規定	現行条例		新法
	第2条		第2条、第60条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・「電子計算機処理」など	・「個人情報」など	・「仮名加工情報」「匿名加工情報」など
新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>新法で統一された用語の定義については、独自の定義を定めることはできないと考えられる。</li> <li>「条例要配慮個人情報」に関する記述等は規定できる（法第60条第5項）。</li> <li>新条例の適用対象については、規定できるものと考えられる。</li> </ul>		

※ 関係規定は、別紙参照

項目と論点	1 定義の統一化	① 現行条例にない用語（「個人識別符号」「仮名加工情報」「匿名加工情報」「個人関連情報」等）が定義されること。 ② 「個人情報」の定義が変わることによる影響等
	2 死者情報の取扱い	① 「個人情報」に死者情報が含まれないことによる影響、対応等
	3 条例要配慮個人情報	① 新法の「要配慮個人情報」以外の個人情報で、本市独自に規定すべき「取扱いに特に配慮を要するもの」の有無等
	4 實施機関（適用対象）	① 新条例の規定を適用すべき範囲 ② 出資法人の位置付け

考え方（案）	<1について>	① 現行の取扱いも、特別の調査をしなければ照合できないようなものまでは「個人情報」に含めない考え方であり、「容易照合性」による実質的な影響はないと考えられる。 ② 法人等の記録に含まれる役員に関する情報が「個人情報」に含まれることになるが、当該役員に関する情報について、保有の制限等の個人情報の取扱いに係る規定が適用されることや、開示請求の対象になることで、特に留意すべきことはないと考えている。
	<2について>	① 死者情報は、「個人情報」には含まれないことになるが、開示請求に対する不開示情報となる「個人に関する情報」に含まれていることも踏まえ、引き続き、適切に取り扱うことになる。 ② 死者情報の遺族等による開示請求は、現行も、当該死者情報が当該遺族等の個人情報でもあると認められる場合に限られる。各部署では、必要に応じ、開示請求手続以外の手法で遺族等に情報提供しており、新たな対応は特に必要ないと考える。
	<3について>	① 現行条例のセンシティブ情報は新法の「要配慮個人情報」にほぼ包含されることや、取扱制限等については新条例に規定できないと考えられることから、「条例要配慮個人情報」に係る本市独自規定の実質的意義は低いともいえる。一方で、取扱いに配慮を要することを本市の姿勢として示すのであれば、LGBTやDV被害者に関する情報などについて独自に規定する意義はあると考えられる。
	<4について>	① 可能な限り現行の各実施機関を新条例の対象とし、本市全体として統一的な取組ができるようにすべきではないか。（例えば、地方独立行政法人で民間部門の規律が適用される部分についても、他の実施機関と同様に個人情報管理責任者を置くことなどは可能と考えられる。） ② 市政とかかわりの深い業務を担う本市の出資法人においては、引き続き、本市に準じた適切な措置が講じられるべきと考えている。

## 審 議 票

---

主な意見	(後日記載)
------	--------

## 関係規定【定義、適用対象】

現行条例（第2条）	新法（第2条、第60条）	R3.12.21 II-1 備考
<p><b>個人情報</b></p> <p>個人に関する情報で、個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p><b>(個人情報保護事務の手引 抜粋)</b></p> <p>「個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、…特定の個人が直接識別できる情報のほか、他の情報と結びつけることにより、間接的に個人が識別されるものを含む。「他の情報」には、その保有者が他の実施機関である場合も含まれ、また、公知情報や…一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」には含めて考える必要はない。</p>	<p><b>個人情報</b></p> <p>生存する個人に関する情報であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録…に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>(2) 個人識別符号が含まれるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不開示情報（法第78条第1項第2号）の「個人に関する情報」は「個人情報」と同一ではなく、死者に関する情報も含まれる。（国QA）</li> <li>○ 死者情報を求める親族等への本市の対応状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族等の開示請求権は条例に規定していない。</li> <li>・ 親族等への情報提供が必要な場合は、各部署が要綱等を定めるなどして対応している。（課税情報、診療情報、診療報酬明細書、救急活動記録、身体障害者手帳の交付証明など）</li> </ul> </li> <li>○ 容易照合可能性と照合可能性との差分に該当する情報は、匿名加工情報、外部から取得した仮名加工情報、提供先で個人を識別可能となる情報が想定される。（内閣官房審議官、国会答弁）</li> <li>○ 新法では、法人等の役員に関する情報についても、個人情報に含まれる。</li> </ul>
<p><b>(個人情報の収集の制限)</b></p> <p><b>第6条</b></p> <p>3 …、思想、信条及び宗教に関する個人情報、人種、民族その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる社会的身分に関する個人情報並びに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを収集してはならない。</p> <p><b>(電子計算機処理の制限)</b></p> <p><b>第10条</b> …、第6条第3項に規定する個人情報及び犯罪に関する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。</p>	<p><b>個人識別符号</b></p> <p>次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもの</p> <p>(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>(2) …書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、…特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p> <p><b>要配慮個人情報</b></p> <p>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</p> <p><b>個人情報の保護に関する法律施行令（現行）</b> <b>（要配慮個人情報）</b></p> <p>第2条 法第2条第3項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果</p> <p>(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>(5) 本人を少年法（…）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p> <p><b>条例要配慮個人情報（第60条第5項）</b></p> <p>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容貌や指紋等の特徴を装置等により本人認証できるようにしたもの</li> <li>・ 旅券番号、基礎年金番号、住民票コード、個人番号など</li> </ul> </li> <li>○ 要配慮個人情報には、現行条例で収集や電子計算機処理を原則禁止している個人情報（センシティブ情報）が概ね含まれている。（遺伝子に関する情報は明記されていない。） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、ガイドライン（現行）において、「信条」は思想と信仰の双方を含むものとされ、「人種」は、人種、世系又は民族若しくは種族的出身を広く意味するとされている。</li> </ul> </li> <li>○ 新法には、行政機関等における要配慮個人情報の取扱いを特に制限する規定はない。（II-2の審議票も参照）</li> <li>○ 要配慮個人情報や条例要配慮個人情報について、新法第61条や第64条の個別の規定を適正に運用することで、必要な保護が図られるとされている。（個別条文に関する解説[令和3年6月時点暫定版]）</li> <li>○ 個人情報ファイル簿には、要配慮個人情報及び条例要配慮個人情報が含まれている旨を記載することとなる。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記述として考えられる例 <ul style="list-style-type: none"> <li>L G B T = 性的少数者の性的指向、性自認</li> <li>D V = 配偶者等から暴力を受けていること</li> <li>虐待 = 虐待を受けていること</li> </ul> </li> </ul>

## 関係規定【定義、適用対象】

R3.12.21

II-1

現行条例（第2条）	新法（第2条、第60条）	備考
	<b>本人</b> 個人情報によって識別される特定の個人	
	<b>仮名加工情報</b> …個人情報の区分に応じて…に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報…	
	<b>匿名加工情報</b> …個人情報の区分に応じて…に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたるもの…	
	<b>個人関連情報</b> 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある個人（特定の個人が識別されない場合）の商品購買履歴・サービス利用履歴など</li> </ul> </li> </ul>
	<b>行政機関</b> <b>独立行政法人等</b> <b>地方独立行政法人等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行条例では、「独立行政法人等」を「事業者」の定義規定の中で定義</li> </ul>
<b>実施機関</b> 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び市会並びに本市が設立した地方独立行政法人（…をいう。以下同じ。）をいう。	<b>行政機関等</b> (1) 行政機関 (2) 地方公共団体の機関（議会を除く。…を除き、以下同じ。） (3) 独立行政法人等（…） (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。…において同じ。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会、地方独立行政法人（研究開発、大学運営、医療事業に限る。）が、「行政機関等」から除外されている。</li> <li>○ 議会については、国会や裁判所が行政機関個人情報保護法による規律の対象となっていないことと整合を図るために、基本的に規律の対象とされていない。自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待されるとされている。（個別条文に関する解説[令和3年6月暫定版]）</li> <li>○ 本市の地方独立行政法人では、京都市立芸術大学、京都市産業技術研究所、京都市立病院機構の3法人とも「行政機関等」から除外となる。（一部を除き民間部門の規律が適用される。）</li> <li>○ なお、本市の機関では、地域リハビリテーション推進センター診療所、児童福祉センター診療所、第二児童福祉センター診療所、桃陽病院については、民間部門の規律が一部適用されることとなる。（第58条第2項第1号）</li> <li>○ 条例対象となる出資法人数は17であり、全てにおいて個人情報保護規程を整備している。（令和3年4月1日時点）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(例) 京都市住宅供給公社、公益財團法人京都市国際交流協会、京都御池地下街株式会社など</li> </ul> </li> </ul>
	<b>保有個人情報</b> 行政機関等の職員（…）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（…）、法人文書（…）、法人文書（…）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（…として政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。	
	<b>個人情報ファイル</b> <b>行政機関等匿名加工情報</b> <b>行政機関等匿名加工情報ファイル</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行条例の罰則規定（第45条）には、「個人情報ファイル」の規定がある。</li> </ul>

## 関係規定【定義、適用対象】

R3.12.21 II-1

現行条例（第2条）	新法（第2条、第60条）	備考
<b>特定個人情報</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		○ 番号法第30条に個人情報保護法第69条などの読み替え規定があるため、条例独自に「特定個人情報の利用及び提供の制限」に係る規定を設ける必要はなく、条例に定義を設ける必要もない。
<b>情報提供等記録</b> 番号法第23条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分（同法第26条前段において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。		○ 番号法第31条に個人情報保護法第69条及び第97条などの読み替え規定があるため、条例独自に「情報提供等記録の利用及び提供の制限」や「訂正等請求における通知先」に係る規定を設ける必要はなく、条例に定義を設ける必要もない。
<b>電子計算機処理</b> 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市長が定める処理を除く。		
<b>事業者</b> 法人その他の団体（国、独立行政法人等（…）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。		
<b>公文書</b> 実施機関の職員等（実施機関の職員（…）及び本市が設立した地方独立行政法人の役員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（…）であって、当該実施機関の職員等が組織的に用いるものとして、当該実施機関（…）が保有しているものをいう。ただし、 <u>次に掲げるものを除く。</u> ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの イ 図書館その他の本市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの	<b>地方公共団体等行政文書（第60条第1項中）</b> …地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。） …	○ 条例の「公文書」と法の「地方公共団体等行政文書」は、ほぼ同義 ○ 公文書の定義から除外している「イ」に該当するものが、行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものにはない。（今後の政令の改正内容等で「相当するもの」として整理されるのか要確認。）